

議員発案第1号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成21年3月18日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 梶 勉

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年三条市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「若しくは委員会」を「、委員会若しくは協議等の場（三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）第 158 条に規定する協議等の場をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第 2 項中「又は委員会」を「、委員会又は協議等の場」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議員発案第1号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が議会の会議若しくは委員会に出席したとき（それらの会議の招集に応じた後それらの会議が流会等により開かれなかったときを含む。次項において同じ。）、又は公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 議長、副議長及び議員が議会の会議又は委員会に出席したときに支給する費用弁償は、日額2,000円とし、当該月分をその月の翌月分の議員報酬の支給日に支給する。